

第542回:三度激高する国

北朝鮮が7月25日以降、6回も朝鮮半島東部から日本海に向けてぶっそうな飛翔体を発射している。飛翔体とは、ミサイルに決まっているし、米韓合同軍事演習に対する牽制として、北朝鮮が発射したと、ふつうの人なら想像する。

北朝鮮は「新型戦術誘導弾」や「大口徑操縦放射砲」、あるいは「新兵器」などと発表しており、その正体を明らかにしておらず、日本や韓国も、その高度や飛行距離などは不明としている。

しかし、こんな情報を真に受けてはいけない。飛翔体の正体は、おそらくロシア製の短距離弾道ミサイル、通称“イスカンダル”の北朝鮮コピーだろう。宇宙戦艦ヤマトにも惑星の名前として登場するイスカンダルとは、マケドニアの英雄アレクサンダー大王の別称だ。

飛翔体の発射に対し日本では、①航空自衛隊レーダーサイトや、海上自衛隊のイージス艦などが捉えた飛翔体もとい弾道ミサイルの追尾情報や、②防衛省情報本部が美保(鳥取県)、東千歳(北海道)等、国内数か所に持つ通信所、通称“象の檻(Elephant Cage)”から得た電波情報などもとに分析が行われている。防衛省情報本部は、証券会社の情報本部などとは比べ物にならない精鋭部隊で、2000名を超える規模のようだが、むかし自衛隊幹部に、中国語のできる人が何人くらい所属しているのか尋ねたら「知りませんが、仮に知っていても、云えるわけがないでしょう」と云われて、赤面したことがある。

このような軍事情報を、日韓両国は(GSOMIA=ジーソミア)と云う軍事情報包括保護協定に基づき綿密に情報を共有してきた、これまでは。しかし8月22日、朝鮮半島、と云っても北ではなくて、南の方からもっとやばい飛翔体のようなものが、電波に乗って飛んできた。なんと、韓国政府は国家安全保障会議を開き、GSOMIAを破棄することを決めたという。General Security of Military Information Agreementとは、両国間で軍事上の機密情報を共有するルールを定めたものであり、その中には共有した情報を保護し、第三国への漏洩を防ぐ取り決めも、当然含まれている。

日韓の対立は最初慰安婦や徴用工などの歴史問題から始まり、その後、問題が輸出優遇国云々という経済問題に移り、そして遂には、両国の安寧に直結する安全保障問題に飛び火したというわけだ。

あきれ返るといふか、溜息が出る韓国の対応だが、これに関する正鶴を射たコメントは、元韓国駐劭大使の武藤正敏氏が執筆された“文在寅という災厄(悟空出版)”の帯に正確に記されている。

「日韓両国民を不幸にする文在寅という災厄 元特命全権大使が魂の徹底批判! 日本の努力を台無しにした文政権の末路とは」

武藤氏は文在寅政権の誤りは、①現実無視(北朝鮮は非核化を実現するとホントに信じている)、②言行不一致(未来志向と云いつつ反日扇動)、③無謬性と言い訳(過ちを決して認めず弁疏に終始)、④国益無視(政権維持のみを最優先)、⑤無為無策(問題を認識していないか、認識していても有効な改善策を考えられない)の5点に集約できるというが、これを読んで文政権の本質がストンと腑に落ちた。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

こんなネタをご存知でしょうか。10 数年前に、中国の某銀行幹部から教えてもらったジョークです。

神： 中国という国をつくることにした。そこには世界で最も優れた文化と、世界一優秀な国民、そして世界一美味しい料理を与えよう。

天使： 神よ、それでは中国だけが恵まれすぎて、不公平ではありませんか。

神： 心配するな。隣に朝鮮半島をつくっておくから。

友人の某副頭取によると朝鮮半島の方は、これを聞いて三度怒るという。一度目はこのネタを聞いたとき。二度目はジョークの意味を理解したとき。そして三度目はそのジョークが実話だと分かったとき。

今回の GSOMIA 廃棄で、頭を抱えているのは、南北間の軍事的緊張をよく知っており、いざとなれば生命の危険を冒して問題に対処する義務がある韓国の軍人たちである。軍人は戦闘では真っ先に犠牲になる立場にあり、だからこそ勝算のない無意味な戦争にはきわめて慎重だ。

文在寅大統領は、日本に対する報復として、軍事協定の破棄に踏み切ったわけだが、そもそも本協定は韓国側からの強い要請から始まった経緯がある。韓国と日本のどちらが、より厳しい軍事的な緊張に晒されているかといえば、これは議論の余地がなく、以下の最近の実例が示すとおりである。

2010 年 3 月、韓国海軍のコルベット艦“天安”が、朝鮮人民軍の魚雷攻撃により沈没し、46 人が戦死する“韓国哨戒艇沈没事件”が発生した。同年 11 月には、朝鮮人民軍が北方限界線を越えた大延坪島に向けて突然、砲弾約 170 発を発射、90 発が海上に落下し、80 発が同島に着弾する事態となり、のどかなボーダーの島は一気に戦場と化した。

こんな事態に万全の態勢で備えるため、韓国が自らの防衛監視能力で足りない部分を、在韓米軍や日本の協力で補おうとするのは極めて合理的な発想である。

自衛隊は韓国軍の 10 倍規模の海上哨戒機や、偵察衛星もとい情報収集衛星を保有しており、GSOMIA が廃棄されたら困るのは圧倒的に韓国である。

こんな状況を理解する韓国人は多いはずだが、反日の韓国では公言しにくい事情があるようだ。

気鋭の政治学者三浦瑠麗氏が名著「シビリアンの戦争 デモクラシーが攻撃的になるとき(岩波書店)」で問いかけた文民統制の危うさがよくわかる隣国の暴走だ、やれやれ。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2019 年(令和元年)8 月 23 日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱 UFJ 信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007 年より現職

著書 日本^の常識は中国^の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 121 号

日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

① 株式の手数料等およびリスクについて

- ・ 国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2420% (税込み)、最低 3,240 円 (税込み) (売却約定代金が 3,240 円未満の場合、約定代金相当額) の手数料をいただきます。国内株式を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。
- ・ 外国株式等の売買取引には、売買金額 (現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買の場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大 0.8640% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。外国株式は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

② 債券の手数料等およびリスクについて

- ・ 非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスク及び為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

③ 投資信託の手数料等およびリスクについて

- ・ 投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

④ 株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

- ・ 株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0864% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
- ・ 株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.320% (税込み)、最低 2,700 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

3/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 121 号
日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040